

令和6年度愛知県森林公園ゴルフ場カート道改修調査基本設計業務 基本仕様書

1 目的及び業務概要

本業務は、名古屋市が実施している都市計画道路上志段味線の拡幅工事及び県道春日井長久手線との接続工事に伴い、愛知県が名古屋市の道路占用許可に基づき設置している愛知県森林公園ゴルフ場の西コース連絡路（西コース6番ホールから西コース7番ホール間の連絡路。以下、本仕様書において「カート道」という。）の改修が必要となったことから、今後も現行の運営水準を確保し、県民の健康の増進及びレクリエーションの場を提供するとともに、施設の長寿命化を図るため、カート道の改修に向けて、実施設計（詳細設計）の履行に必要な設計条件、計画条件及び関係機関との調整等を明確にするため、基本設計（予備設計）を実施するものである。

2 業務名

令和6年度愛知県森林公園ゴルフ場カート道改修調査基本設計業務

3 業務期間

契約締結日から令和6年12月2日まで

4 契約上限額

19,998,000円（消費税及び地方消費税相当額含む）

5 業務場所

愛知県森林公園ゴルフ場（事務所所在地：尾張旭市大字新居5182-1）

6 対象施設の概要

対象施設の概要は以下のとおり。

名称：地下通路

場所：名古屋市守山区大字上志段味字東谷2085-3

面積：29.7㎡

使用開始年月日：昭和42年11月18日

7 本業務実施上の留意事項

- (1) 受注者は、本業務を履行するに際し、発注者の方針や意向を十分に理解し、関連する分野における専門の高い技術力を有する者を随時、適切に配置するとともに、良質かつ安定的な支援を契約期間中継続的に提供するものとする。
- (2) 受注者は、常に発注者の支援者としての立場に立ち、発注者の利益を守ることを最大の任務と捉え、本業務を実施するとともに、契約期間中、発注者との高い信頼関係及び倫理性の保持を徹底すること。
- (3) 受注者は、本業務に関連する施工等の事業者から、常時完全に独立する立場の維持を徹底すること。
- (4) 受注者は、本業務の実施にあたり、本業務に係る関係諸法令及び関連条例等の遵守を徹底すること。

- (5) 受注者は、本業務の実施に関し、疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議を行うこと。
- (6) 本業務の期間中、愛知県森林公園ゴルフ場はPFI事業者により運営中であるため、調査等の日程はPFI事業者である森林公園ゴルフ場運営株式会社と調整の上、調査等を行うこと。

8 カート道改修工事の概要

愛知県森林公園ゴルフ場のカート道について、名古屋市が実施している都市計画道路路上志段味線の拡幅工事及び県道春日井長久手線との接続工事に伴って必要となる改修を行う。

- (1) 改修箇所
 - 別添1 位置図のとおり
- (2) 拡幅工事及び接続工事の計画
 - 別添2 計画平面図・現況平面図他のとおり

9 業務仕様

本業務に適用する標準仕様書は、林務関係事業調査・測量・設計等業務標準仕様書とし、愛知県農林基盤局農地部農林総務課ホームページにて、最新のものを確認すること。

(農林総務課 HP アドレス：<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/nourin-somu/0000004051.html>)

なお、基本仕様書及び標準仕様書に記載されていない事項は、発注者と受注者で協議して決定する。

- (1) 業務の履行
 - 受注者は、発注者に提出した業務実施体制により、本業務を履行するとともに、提案書における提案事項については、実現に向けて問題点を検討し、問題点がある場合は改善策の提案を行うなど、発注者の承認を得て業務を遂行すること。
- (2) 業務計画書の提出
 - 受注者は、契約締結後14日(休日等を含む)以内に、標準仕様書第1114条第2項に掲げる事項を記載した「業務計画書」を作成のうえ、発注者に提出し、承認を得るものとする。(仕様書等に定めのない業務については協議事項とし、適宜追加するものとする。)なお、発注者に提出した配置予定の管理技術者及び担当技術者の変更は原則として認めない。ただし、病休、退職、死亡等のやむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の技術を有する者であることの承認を得るものとする。

10 業務内容

本業務の背景や目的等を踏まえたうえで、調査及び設計概要資料の作成等を行う。

- (1) 与条件等の調査・整理
 - ・改修の条件について、法的規制、基本的制約条件、周辺近隣状況、利用状況等を調査・整理する。
 - ・カート道改修に向けた施設全体の現況を調査・整理する。
- (2) 関係機関との調整及び各種資料等の提案、作成
 - ・関係機関と綿密な調整を行うための各種会議の開催や説明等に必要な資料を適

宜提案、作成（図面等を含む）する。

- ・与条件や会議等での議論を踏まえ、改修後の施設に必要な性能、機能、設備及び、構造等の検討を行い、複数案を作成し、提案する。
 - ・各提案では、概算積算書を作成し、改修において活用可能な補助金等の調査を実施した上で、想定事業費を算出する。
 - ・与条件や関係機関との調整の結果及び想定事業費を踏まえた上で、実施設計（詳細設計）に必要な設計条件、改修工事のための計画条件及び関係機関との調整等を明確にするとともに、設計及び改修工事の最適な手法を提案する。
- (3) 事業スケジュールの検討、管理
- ・成果物の提出に向けた業務工程の作成及び進捗管理を行う。
- (4) 業務完了報告書の作成
- ・上記（1）及び（2）を整理し、業務完了報告書を作成する。

11 業務の実施条件等

各業務は、以下の条件及び適用基準等に基づいて行う。

(1) 打合せ及び記録等

以下の受注者が関与した打合せ、協議等については、速やかに会議録を作成し、次回打合せ時までには、検討結果資料等を添えて発注者に提示後、わかりやすく分類し、一元管理すること。

ア 連絡調整によるもの

イ PFI 事業者、道路管理者、占用許可者及び公安委員会等との協議

ウ 定例打合せ

定例会議には、担当技術者が必ず出席すること。やむを得ない事情により、出席ができない場合には、予め発注者と協議を行うこと。

エ その他業務の必要に応じて行った会議等

(2) 報告書等

検討経過がわかるように整理し、一元管理すること。

(3) 情報の取り扱いについて

受注者は、本業務の遂行に当たり、発注者の所掌する情報資産の保護について万全を期すものとし、その機密性、安全性、可用性を維持するために必要な対策を講ずるとともに、本業務において知り得た情報を正当な理由なく第三者に知らせるほか、本業務の目的外に使用することのないよう関係者全員に徹底させること。なお、本業務契約期間終了後も同様とする。また、個人情報の取扱いについても、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び関係法令等を遵守し、適切に保護すること。

(4) 業務報告

前月までの業務進捗状況その他指定内容について、各月 5 日までに定期報告書へ取りまとめる。なお、報告は着手の月から完了月の前月までとする。

ア 定期報告内容

① 月間業務結果報告及び次月計画書

業務進捗状況（各業務及び業務全体のスケジュール）、翌月の業務計画

② 各会議・打合せ検討結果（資料は変更内容を明確に示す）

③ その他（指示時のみ）

イ 報告の方法

定期報告内容を電子ファイルに取りまとめたものを電子メールにより提出する。

12 森林公園ゴルフ場内への立ち入り

- (1) 現地調査等を実施する場合、愛知県森林公園ゴルフ場はPFI事業者により運営中であるため、調査等の日程は、必ずPFI事業者である森林公園ゴルフ場運営株式会社と調整の上、調査等を行うこと。
- (2) 現地調査等を実施する調査従事者（外業）は、必ず自己の身分証明書を携行して、調査等を実施すること。

13 軽微な部分

- (1) 本業務における約款第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、標準仕様書で定めた作業のほか、次の作業とする。
 - ア 現地調査等に伴う交通誘導警備業務
 - イ 現地調査等における作業車、作業船の運転
 - ウ 現地調査等における潜水作業
 - エ 現地調査等における足場又は伐採伐木など準備・仮設作業
 - オ 簡単な測量・交通量調査作業
- (2) 受注者は、前項で規定する「軽微な部分」を含め、業務の一部を再委託に付する場合、業務計画書の業務組織計画に協力者名、担当技術者名、再委託業務内容及び法令等により登録、免許等が必要なときは登録番号等を記載すること。また、発注者の請求があった場合には、契約関係書類及び免許等を速やかに提示しなければならない。

14 成果物

成果物については以下を基本とする。なお、ここに定めがないものについては、発注者の指示によるものとする。

(1) 成果物の納期

成果物の最終納期は令和6年12月2日までとする。ただし、「業務計画書」は、9(2)の承認を受けたものを提出するものとする。その他、各段階における成果物の具体的な納期は適宜、発注者から指示するものとする。なお、成果物に誤植が生じた場合等については、発注者の責めに帰さない限り、受注者の責任において納期までに訂正、印刷を行い提出するものとする。

(2) 成果物の構成及び提出部数

ア 紙製本版

以下の標準構成に基づき、業務計画書以外はファイル綴りを作成して提出する。なお、構成や成果物の項目については、適宜協議により修正を行うものとする。

成果物	規格	部数
業務計画書 9（2）により、発注者の承認を得たもの	A 4判を基本とするが、必要に応じてA 3判の使用も可	3部
業務完了報告書 ①業務実施概要 ②設計概要資料 14（3）参照 ③根拠資料（各提案分） 概算積算書 概算設計計算書（安定計算書 他） 設計図（平面図・構造図・縦横断図 他） 調整事項等の報告書 ④定期報告書 ⑤打合せ記録簿 ⑥業務記録	A 4判を基本とするが、必要に応じてA 1～3判の使用も可	3部

※文書表記は、10.5 ポイント以上を原則とする。ただし、図面内に表記されている文字等については、読み取れば可とする。

※成果物の名称や内容は、発注者と受注者との事前協議により詳細を決定すること。

※綴りは製本せず、着脱可能な厚型ファイルを使用することとし、背表紙及びインデックスを用いてわかりやすくまとめること。

イ 電子納品版

成果物	規格	部数
紙製本版に収めた全てのデータ	CD-R 又は DVD-R	3部

※データについては、紙製本版と同じ体裁で作成したPDF版とともに、標準仕様書第1119条第4項に準じたファイル形式等により、個別のデータを格納すること。なお、同項に規定されていない成果物については、発注者との事前協議により詳細を決定すること。

※納品するCD-R、DVD-Rには、タイトルを記載するとともに、内部のデータについても紙製本版と同じタイトルを付したフォルダやファイル名を作成し、焼き付けること。

(3) 設計概要資料の構成

「設計概要資料」は、別添3を参考に以下の項目を網羅したものを作成すること。「設計概要資料」の枚数はA 3判3枚程度を目安とする。

ア 設計（計画）概要（目的、内容、位置、経緯等）

イ 設計条件（決定根拠の説明 他）

ウ 設計の考え方（設計方針、比較検討結果、選定根拠、周辺環境等）、施工の考え方

エ 主要図面

オ 申し送り事項

なお、全体位置図からの検討箇所を旗上げ、写真を活用するとともに、成果の内容に関する詳細情報が必要な場合は報告書本編や打合せ協議記録を引用する等、簡潔でわかり易いとりまとめとなるように配慮する。

(4) 記載内容の整理

計画書、報告書等については、電子データ及び業務種目等により分かりやすく整理し、目次や図面番号、インデックス等を適宜付けること。また、濃淡を調整し、ハッチング等で工夫するなど、白黒で印刷した際にも分かりやすい表現とすること。

(5) 著作権

本業務の成果物の著作権及び所有権は、全て発注者に帰属するものとする。

15 支払い条件

(1) 公共工事の前払金保証事業に関する法律第5条規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証があることを条件として、前払金が適当と認められるときは、前払金請求に基づき請負代金の一部を前払いし、残額は事業完了後の精算払いとする。

(2) 前払金の額は請負契約金額に10分の3を乗じた額とする。

16 その他

(1) 受注者は、業務の実施に当たっては、関係法令及び条例を遵守するとともに、発注者と協議を行い、その意図や目的を十分理解したうえで、適切な人員配置のもとで進めること。

(2) 受注者は、本業務に関わる発注者の業務支援者として、本業務に関わる関係者との協議事項や質疑が行われた場合には、発注者に代わる者として対応すること。この際、受注者は関係者に対し、発注者の業務支援者であること及びその役割を明らかにするとともに、公正で中立的な立場を厳に保持するものとする。

(3) 本業務で知り得た情報は、管理・保管を厳重に行い、外部への漏洩に十分注意すること。なお、発注者が提供する図面・資料等の使用は、本提案及び本事業の目的のみに限ることとし、発注者の承諾なく複製し、また、公表することはできない。

(4) 業務の実施に当たり疑義が発生した場合、事前に発注者と十分協議を行うこと。また、契約期間中についても、進捗状況及び今後の進め方等を発注者に逐次報告するほか、必要に応じて打合せを行うこと。

(5) 本業務遂行に必要な一切の経費は、受注者が負担すること。

(6) 発注者の担当者は、管理技術者、主任担当技術者、その他受注者が本業務を遂行するために使用している者について、本業務の遂行につき著しく不適当と認められる者があるときには、受注者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置を請求することができる。

(7) 受注者は、(6)の請求があったときは、遅滞なく当該請求に係る事項について決定し、その結果を発注者に通知しなければならない。

- (8) 受注者は、成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引き渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。
- (9) 発注者は、成果物が著作物に該当するとしなにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の確認を経た上で自由に公表できることとする。
- (10) 本仕様書に定めのない事項については、その都度発注者の指示を受けて処理すること。
- (11) 別紙 1 「個人情報取扱事務委託基準」、別紙 2 「情報セキュリティに関する特約条項」を遵守すること